

令和2年5月1日（金曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和2年5月1日(金曜日)

出席議員(16名)

1番	吉田真悦君	2番	鈴木宏通君
3番	村松秀雄君	4番	吉田二郎君
5番	平吹俊雄君	6番	手島牧世君
7番	佐野善弘君	8番	藤田洋一君
9番	山岸三男君	10番	柳田政喜君
11番	前原吉宏君	12番	櫻井功紀君
13番	福田淑子君	14番	千葉一男君
15番	我妻薫君	16番	大橋昭太郎君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	須田政好君
総務課長	佐々木義則君
教育委員会教育長	大友義孝君
健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長	菊地知代子君
企画財政課長	佐野仁君
防災管財課長	小野英樹君
税務課長	寒河江克哉君
町民生活課長	菊地卓昭君
子ども家庭課長	櫻井清禎君
産業振興課長	小林誠樹君
水道事業所長兼下水道課長	櫻井純一郎君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐 藤 俊 幸 君
事務局次長兼議事調査係長	齊 藤 美 穂 君
主 事	高 橋 秀 彰 君

議事日程

令和2年5月1日（金曜日） 午前11時20分開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

1) 新型コロナウイルス感染症対策について

第4 その他

第5 閉 会

午前 11 時 20 分 開会

議長（大橋昭太郎君） ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は 1 件です。

町長、午後から公務ということでございますので、スムーズに全員協議会が進められるよう
よろしく願いいたします。

本日の全員協議会、全員出席です。ただいまから会議を始めます。

まず最初に、町長から挨拶をお願いいたします。

町長（相澤清一君） 大変御苦労さまでございました。5 月会議、御承認をいただきまして感謝を申し上げます。

本日は議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

本日全員協議会で御説明申し上げますのは、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大により、政府は東京都など 7 府県に発令しておりました新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を、令和 2 年 4 月 16 日に対象地域を全国の都道府県に拡大いたしました。宮城県におきましても、4 月から連日のように感染者が確認され、昨日までに県内で 88 人の感染者が確認されております。また、本町においても残念ながら 4 月 8 日に 1 例目の感染者が確認されてから、5 人の感染者が確認されております。

本町としては、こうした状況を重く受け止め、4 月 15 日に新型コロナウイルス感染症対策室を設置し、感染症対策の対応に努めてまいりました。

本日は、美里町における新型コロナウイルス感染症対策について、これまでの経過と今後の対応について御説明申し上げます。

議員皆様も御存じのとおり、この新型コロナウイルス、中国で 12 月に感染が出ておりましてから、もうこの 6 月までというふうな、5 月 1 日でございますけれども、そのような期間、かなり感染拡大しております。本町でも先ほど申しましたように、5 名の方が感染されたということで、非常に強い危機感を持っております。

この間、いろんな形で事業者の方々も、町民の方々も、子供たちも、いろんな不安を抱え、またこのコロナウイルス対策で大変な思いをしていると思っております。我々もこの感染症の問題については、東日本大震災以上のものでありまして、東日本大震災のときは復興に向かっ

て前に進むことができました。しかしながら、この感染症、コロナウイルスに関しましては、いつどこで終息するか分からないという、そういうふうな状況の不安を抱えている中での毎日だと思っております。これをしっかりと我々は心に刻みながら、対策を講じていかなければいけないと思っております。

後ほど皆様方にも本町の考え方、またそのようなことをお示しをいたします。私も覚悟を持って進めているところでございますので、ぜひ議員の皆様方にも御理解をいただきながら、一緒になってこの感染症ウイルス対策を乗り越えてまいりたいと思っておりますので、御指導よろしくお願いを申し上げたいとそのように思っているところでございます。

詳細につきましては、これから副町長、教育長及び各担当課長から御説明申し上げます。

議員の皆様にも御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋昭太郎君） それでは、早速、説明及び意見を求める事項、新型コロナウイルス感染症対策についてに入ります。

それでは、総務課長、お願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、御苦労さまでございます。

新型コロナウイルス感染症対策についての説明員について紹介をさせていただきます。

まず、須田副町長でございます。

○副町長（須田政好君） よろしくお願いたします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、教育委員会大友教育長でございます。

○教育委員会教育長（大友義孝君） よろしくお願いたします。

総務課長（佐々木義則君） 健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長の菊地でございます。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 菊地です。よろしくお願いたします。

総務課長（佐々木義則君） 産業振興課長小林でございます。

○産業振興課長（小林誠樹君） 小林です。よろしくお願いたします。

総務課長（佐々木義則君） 水道事業所長兼下水道課長の櫻井でございます。

○水道事業所長兼下水道課長（櫻井純一郎君） 櫻井です。よろしくお願いたします。

総務課長（佐々木義則君） 防災管財課長の小野でございます。

○防災管財課長（小野英樹君） よろしくお願いたします。

総務課長（佐々木義則君） 企画財政課長の佐野でございます。

○企画財政課長（佐野 仁君） よろしく申し上げます。

総務課長（佐々木義則君） 子ども家庭課長の櫻井でございます。

○子ども家庭課長（櫻井清禎君） よろしくお願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） 税務課長の寒河江でございます。

○税務課長（寒河江克哉君） よろしくお願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） 町民生活課長の菊地でございます。

○町民生活課長（菊地卓昭君） よろしく申し上げます。

総務課長（佐々木義則君） それでは、早速、説明に入らせていただきたいと思います。

議長（大橋昭太郎君） それでは、説明をお願いします。副町長。

○副町長（須田政好君） お時間をいただきまして、ありがとうございます。

最初、お配りしました資料について確認をさせていただきます。5枚をとじた資料があると思います。5ページ、3枚ですが、2枚半で印刷しております。5ページまであります。新型コロナウイルス感染症対策についてと、こちらのほうが本日の説明の順番でございます。

1ページにあります（1）のこれまでの経過につきましては、4ページの中段まで説明させていただきます。4ページの下段には、（2）新型コロナウイルス感染症対策室の相談件数について御報告させていただきます。

次に、5ページの（3）各種給付金等の交付事務について、こちらのほうは総務課長のほうから説明をさせていただきます。

（4）教育機関の再開について、こちらのほうにつきましては、教育長のほうから御報告させていただきます。

（5）公共用施設等の再開については、私のほうから説明をします。

それから、（6）につきましては、3つございます。今後の町の独自支援制度でございますが、現在決定しているものについて、3つほど御報告をさせていただきたいと考えてございます。

そのほかの資料につきましては、カラー刷りのA3の横版のやつが、1）の経済対策についての資料でございます。

それから、水道事業所から出ています資料につきましては、水道料金の基本料金の減額についての資料でございます。両面刷りになっています。

それから、税務課のほうからは、国民健康保険税における負担軽減についての資料となって

ございます。これにつきましては、それぞれ担当者から順次説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（大橋昭太郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 座ったまま説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策につきまして、資料に沿いまして、これまで感染症予防に関する周知や注意喚起等、情報発信、マスクの配布、学校や公共施設の臨時休業等対応をしております結果について、御報告を申し上げます。

まず、感染症の発生がありまして、1月30日から美里町ホームページのほうに新型コロナウイルス感染症について掲載を始めました。

2月4日、美里町新型コロナウイルス感染症警戒本部を設置いたしまして、同日第1回目の警戒本部会議を開催いたしまして、町の備蓄状況等確認をいたしましたところでございます。

2月14日には、町に備蓄しておりましたマスクにつきまして、妊婦及び身体障害者手帳、呼吸機能障害のある方に対して、マスクの配布を行いました。

2月27日には、政府の新型コロナウイルス感染症の基本方針の発表を受けまして、第1回の美里町新型コロナウイルス感染症対策本部に切り替えまして、会議を開催いたしました。今後の対応について協議をいたし、町のイベント、催事につきましては、3月15日までは開催を自粛することを確認いたしまして、さらに防災行政無線によりまして感染症予防の呼びかけを行いました。

2月28日、前日27日の総理大臣の記者会見発表を受けまして、第2回美里町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、3月2日から3月23日までの町内全ての小学校、中学校を臨時休業とする対策を確認いたしました。図書館を除く公共施設につきましては、3月2日から3月23日までを臨時休館とすることを決定いたしました。

3月9日、第3回目の美里町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしまして、2月29日に宮城県内初の感染症患者が発生しまして、国内での感染拡大の状況にありましたことから、図書館を除く各公共施設の臨時休館の期限を3月31日まで延長することを決定いたしました。

3月19日、第4回目の美里町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、その時点では、4月以降につきましては、始業式と感染予防対策を徹底しながら、通常の実施をしていくこととしておりまして、また3月24日の第5回対策本部会議におきましては、臨時休館として

いた公共施設につきましても4月以降からの開館を確認していたところでもございました。しかしながら、4月7日新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきます緊急事態宣言が東京都などの7都府県に発令され、さらには4月8日、美里町第1例目のPCR検査結果陽性の患者発生を受けまして、第6回美里町新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、不動堂小学校を除く小中学校の入学式が終わったところではございましたが、4月9日から4月22日まで町内全ての幼稚園、小中学校を臨時休業とすることを決定いたしました。図書館を含む公共施設におきましても、4月9日から5月10日までを臨時休館とすることを決定いたしました。この時点で、感染症予防のために身体障害者手帳、腎機能障害のある方73人にマスクの配布を決定し、配布をしたところでございます。

4月11日、美里町の2例目、3例目になるPCR検査陽性患者の発生を受けまして、町長、副町長と緊急に今後の対応について協議をいたしました。そこで、防災行政無線によります感染症予防の呼びかけを追加で9時と3時の2回とすることと、近日予定しておりました定例行政区長会議の中止を決定いたしました。

4月13日、町内4例目の患者の報告を受けまして、町長、副町長等で今後の対応についてさらに協議をいたし、4月22日までとしていた町内の幼稚園、小中学校の臨時休業期間を5月6日まで延長することと決定いたしました。また、町内の保育所、幼稚園の預かり保育、放課後児童クラブを4月15日から4月21日までの1週間、休園、休業とすることといたしました。

4月14日には、町内5例目となるPCR検査結果陽性となる患者の報告を受けたところでもございまして、翌日4月15日、第7回目の美里町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしました。住民懇談会の開催を6月30日まで中止することを決定いたしました。

4月16日には、新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づきます緊急事態宣言が全国全ての都道府県に発令をされまして、その発令を受けて4月17日、18日の両日、町長から防災行政無線を通しまして、町民に注意喚起のメッセージを送りました。

4月22日からは、休園、休業しておりました保育所、幼稚園の預かり保育、放課後児童クラブを登園利用の自粛要請を行った上で再開いたしました。

4月28日には、第8回目の美里町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、今後の休業、休館している教育機関等の再開の有無の判断について、確認をしたところでございます。

4月29日には、緊急事態宣言を不要不急の外出自粛のメッセージをさらにとということで、町長から防災行政無線を通しましてメッセージを送りました。

4月30日、5月6日までとしておりました幼稚園、小中学校の臨時休校について5月10日ま

で延長することといたしました。

これまでの経過については、かいつまんで御報告をさせていただきました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策室の相談件数について、御報告を申し上げます。

4月15日に対策室の設置を行いまして、翌日から電話面接等の相談対応等、対応してまいりました。

4月30日までの相談件数等につきましては、表にお示ししたとおりでございますが、この先週からは経済対策、臨時給付金のことについてのお問合せを多くいただいているというところでございます。

以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） 今までの経過ですから、このまま説明を続けてもらってよろしいですか。（「はい」の声あり）総務課長。

総務課長（佐々木義則君） それでは、（3）の各種給付金等の交付事務についてというところを説明させていただきます。座って説明させていただきます。

4月28日に開催されました第8回の対策本部会議の中で、各種給付金の交付事務等について確認をした事項でございます。

まず、本日議決をいただきました特別定額給付金、一律10万円の交付につきましては、担当課を総務課、新型コロナウイルス感染症対策室を窓口といたしまして、中心といたしまして、業務を進めることを確認しております。先ほども御質問ありましたが、受付事務それから交付事務については、かなりの事務量が発生するというようなこともございますので、他課の職員の応援もいただきながら、スムーズに交付できるような業務を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、休業要請協力金でございます。こちらは今般の非常事態宣言で、県が休業要請をした事業所等に対して交付するものでございます。県が3分の2、20万円、町が3分の1の10万円ということで、30万円を交付するといった内容のものでございます。こちらにつきましては、県議会が14日から始まるというところで、この予算を上げるという内容になっておりまして、本町におきましては、受付の窓口につきましては、産業振興課を担当窓口として業務を進めるということを確認しているところでございます。

続きまして、3番目の子育て世帯臨時特別給付金でございます。こちらは、現在の子ども手当に1万円を加算して交付するといったような内容でございますが、本日議会の御可決をいただいたところでございます。こちらについてもスムーズに交付するというところで、6月の児童

手当の給付に合わせて、この加算分についても交付するという形で進めたいと思っております。担当につきましては、子ども家庭課を中心に進めていくというふうに考えてございます。

続きまして、4番目持続化給付金でございます。こちらは、事業所関係で今回の新型コロナウイルスの関連で、50%以上の売上げ減の個人または法人に対する給付金でございます。こちらにつきましては、町を通すというよりは、県に直接、県に申請を出して、国にですね。国に申請を直接出しまして、直接受けるということで、町と財政は通るという形にはならないんですが、その申請について相談等、もしくは明確にまだ示されていないようなんですが、申請の窓口にもなり得る可能性があるということでございます。その担当部署につきましては、産業振興課としているところでございます。

続きまして、雇用調整助成金でございます。こちらについては、既に交付も受付等も動いているというふうに聞いてございますが、こちらのほうについては、受付窓口についてはハローワークが窓口という形になっております。町ではこれらに対する事業所からの相談の窓口といたしまして、産業振興課のほうを担当課といたしまして、それらの事務を進めていくというところで現在進めているところでございます。

以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） 議員の皆様には、教育機関、幼稚園、小学校、中学校の内容、臨時休業中のことで大変御心配をおかけしているところでございます。

（4）としまして、教育機関の再開についてでございます。

現在、幼稚園、小学校、中学校の臨時休業については、5月6日まで、連休の終わりまでとしているところでございました。4月29日に宮城県知事が県立学校の休業期間を5月10日まで延長するという内容でございまして、市町村においても同様の措置を取るということで、その要請がなされたところでございます。

本町でも知事の要請を受けまして、幼稚園、小学校、中学校の臨時休業を5月10日まで延長することにさせていただきました。なお、この延長の部分に関しまして、保護者の皆様方に連絡をしなければならないということで、昨日幼稚園の園長会議、さらに校長会義も招集してございましたので、おかげさまで新1年生ですね、小学校1年生と中学校1年生の部分については、まだメール登録がきちとなされていない状況でございましたが、何度も電話連絡をさせていただきまして、ほぼメールの登録が完了してございました。まず、昨日の3時時点から一斉メール配信をいたしまして、保護者の皆様方には通知を申し上げた。さらに、開封確

認めますので、開封がなされていない保護者の皆様には、あえて電話の連絡をさせていただいたところでございます。

そして、5月11日以降の再開につきまして、これは政府の緊急事態宣言の解除または延長の発表、それから宮城県の動向を見ながら、決定していくことと考えてございます。なお、政府では本日専門家会議が招集されるということをお伺いしておりますし、ニュースでは月曜日、5月4日に宣言のほうが改めてなされるという情報もあるようでございまして、こういった内容のものなのか、それを見ながら判断していくということを考えてございます。

なお、先ほど対策室長のほうからございましたように、現在入学式が行われていないところが不動堂小学校でございます。77名の新生児がございまして、それから、3つの幼稚園の入園式がまだなされていない状況でございます。こういったところも速やかに本当は実施したいところでございますが、緊急事態宣言の内容では学校施設も含まれているところから、利用できないということもございまして、今後の宣言の内容を見ながら考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） それでは、（5）の公共施設等の再開について、御報告をさせていただきます。

4月28日の第8回の町の対策本部会議の中で確認しました今後の再開につきましては、ただいま教育長からもお話ししましたように、政府のほうの緊急事態宣言、こちらのほうが解除されるのか、あるいは延長されるのか、これを1つの判断材料にしていこうということで確認をさせていただきます。

今日、午前中に専門家会議を受けて政府のほうでできるだけ結果を見ながらということで、時期が4日までずれそうでございますが、この中で延長される期日まで、今の状況を町としては延長していくという考えでございます。

公共施設の名前を申し上げますと、コミュニティセンター、駅東地域交流センター、農村環境改善センター等の各集会施設です。それから、各種のスポーツ施設、それから老人施設としまして老人憩いの家、郷土資料館、それから土田畑村、それから駅東の案内所、それから文化会館、それから教育施設でございますが、図書館も含めて今回延長されず緊急事態宣言の期間まで休館にしていくという考えでございます。

それから、施設ではございませんが、保育所の開業、それから幼稚園の預かり保育、それか

ら放課後児童クラブ、この3つにつきましては、現在と同じ状況で、登園の自粛、あるいは利用の自粛を要請しながら、このまま開業といたしますか、開館を続けていくという考えです。ただし、町内、あるいは隣接市町に感染者が発生し、その状況次第によっては、再度検討を行い、その利用について制限をさらにつけていくということも今後あり得るということでございます。

あと、なお研修バスでございますが、こちらのほうにつきましては、今回延長されることに伴い6月末日までは利用禁止、7月以降につきましては、利用中止もあり得ることを条件に予約を受けるということで確認をしております。

以上、現段階で町が判断しております内容については、以上でございます。

それから、追加してお話ししますが、各施設の管理者につきましては、そのような方向であるということをもう既に伝えてございます。ですので、改めて決定しましたらば、正式な通知を行いますが、各施設の管理者にはお伝えしております。

それから、保育所、それから預かり保育、それから放課後児童クラブにつきましては、6日までの期間で自粛要請をかけておりましたが、これが延びるということは間違いありませんので、延びるということを伝えるということと、それから期限については今後緊急事態宣言の期日によって判断していくという旨をそれぞれの利用者には今日中にはお伝えしていきたいというふうに通知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） ここまでの中で皆さんのほうから質問等ございますか。福田議員。

13番（福田淑子君） まず1点目ですけれども、学校が休業ということで、子供たちの学習状況が一体今どうなっているのか、まずお伺いします。

議長（大橋昭太郎君） 教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） 学習状況に関しては、一人一人の確認という部分に関しましては、担任の先生から家庭のほうに連絡をさせていただいております。その確認の内容で、電話だけでございますけれども、どういった内容であるかというふうなことを確認させていただいております。

また、その前提となるのは、学校からプリントとか、そういったものを郵送で各自宅のほうに届けて、そして分かるような表現でしていただいております。そういったところから、子供たちの学習状況の判断をしているところでございまして、ただ今後やはり訪問して顔を見ることというところが一番大切なところなんですけど、これまでは控えてきたところでございました。でも、やっぱり少し2メートルぐらい離れても、子供たちと会う、そういったことが必要であ

ろうということを考えてございます。そういうふうな状況で、個々の判断はそういったところで判断をさせていただいております。

議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

13番（福田淑子君） プリントを発送ということですがけれども、本来教員の方が教えて、学んで、例えばドリルだってやると思うんですね。分からない子供と分かる子供と様々だと思うんですがけれども、教えるという部分についての学習の低下というのも物すごく懸念されるんですが、その辺はどのようにされているんでしょうか。

議長（大橋昭太郎君） 教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） 学習の低下、学力の差、そういったことが本当に懸念されるところでございます。こちらのほうに関しましては、今現在教師が面と向かって指導することができていない現状でございますので、あくまでも家庭教育で保護者の皆さんに協力をいただいているところが今大事なところでございます。

また、いろいろな周知はしております。例えばNHKのEテレの中で教科をやっているとか、インターネットがない環境もございましょうけれども、インターネットでもそういった放映をしているところもございます。そういったところも活用していただくようお願いを申し上げているところでございますが、ただ、テレビを見てという部分については、自分の見たい番組が常時あるわけではありませんので、やはりこの辺については学習内容の把握と同時に、保護者の皆さんと先生の電話での会話、これに今尽きているところでございます。

議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

13番（福田淑子君） 次に、休業要請協力金についてですがけれども、これは業種、それから協力したというのは何で判断するのでしょうか。

議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） 協力金につきましては、要請された業種、業種というよりはどちらかというと施設というような視点で規定されてございます。今県のホームページのほうに指定されている業種が掲載になってございまして、基本的にはその指定を受けていた、受けている業種になります。業種というか施設等々になります。例えば遊興等交流施設ということで、いわゆるスナックですとか、バーといった施設、あるいは学校、学習塾、英会話教室、音楽教室そういったもの、あとは当然文教施設ということで幼稚園なり小中学校等も指定になってございますし、運動遊戯施設ということで、例えば屋内のゴルフ練習場ですとか、あるいはボウリング場ですとか、パチンコ屋、そういったものが指定になっています。また、劇場、集会施

設なども対象となってございますし、そういった施設のところで、各種の施設が指定となってございます。

また、その指定と併せて飲食店さんについては、営業時間の短縮というのも出ておまして、いわゆる8時から5時まではお店を閉めてください、アルコールの提供は7時までですといった要請も併せて出ておまして、日中の営業は可能なんですけれども、営業時間の短縮の要請が出ているといった状況となっております。対象施設については、全部細かく記載になっていきますので、これらの業種が協力金の対象となるといった内容となっております。（「何で判断でしょうか」と呼ぶ者あり）

実は、すごく判断が難しいところございまして、先日県の説明会があって、その状況では非常にざっくりして説明も大変なんですけど、1つは休業要請前に営業しているかといったことを証明する書類、5月6日まで休業をしました、あるいはお店の営業時間を短くしました、が分かる書類、あとはそれに対する相違ありませんといった宣誓書的な書類、この3つをもって認定をしてくださいといった部分で県から説明を受けております。

例えばですけれども、メニューにもともと書いてある営業時間があるとか、あるいはゴールデンウィーク中、お店の前に休業しておりますといった写真などを撮っていただいて、それを資料として提出していただく、そういったところを想定してございます。

議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

13番（福田淑子君） 最後になります。非常勤職員の方の休業補償はどのようになっておりますでしょうか。

議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

総務課長（佐々木義則君） 現在非常勤の職員につきましては、教育委員会関係の部分につきましては、これから開校になれば、その期間ずれ込んでいるみたいですが、夏休みの期間とかある程度の授業数は確保していくということですので、現在はその部分で年間収入を確保していくといった部分で考えているところでございます。

それから、それ以外に通常の月給の職員については、現在のところ出勤をいただいている業務のほう、その他の仕事の部分についてお手伝いをいただいていると。あと、バスの、研修バスの運転手さんが先ほどお話があったとおり、現在業務が全然ないような状況でございます。それで、現在ほかの課の業務だったり、防災管財課の運転業務にはならないわけですが、その他のいろんな業務をお手伝いをいただきながら、その部分の報酬をお支払いするというようなことで現行のところは対応させていただいているところでございます。

議長（大橋昭太郎君） ほかにありませんか。手島議員。

6番（手島牧世君） 何点かお願いいたします。簡単でいいですので、まずは、教育委員会のほうなんですけれども、小学校、中学校の感染予防対策としてどうなっているか。要はハンドソープとか、手指消毒とかアルコール等、そしてまたマスクの着用ということで、小学校、中学校がマスクの着用になっているというお話をPTAのほうから聞いたんですが、そしてまた、マスクが配布される学校もあるということもPTAの方から聞いたんですけれども、その辺の支援とかそういった費用なんかはどうなっているのか、お伺いいたします。

議長（大橋昭太郎君） 教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） 学校のほうの予防関係ですが、もちろんマスク着用、それから消毒液ですね、そういったものは徹底しているところがございます、子供たちがまだ登校できていないということもあるわけでございますが、予防策につきましては、町内の養護教諭、連絡協議会という部分がございます、こちらのほうで全部資料、それから要綱等、こういった方向でということを決めてきました。登校前にこれは保護者の皆さんに少し子供たちに対して御迷惑がかかることもあろうかと思いますが、体温ですね、これを事前に測って来ていただきたいなということを毎日でございますけれども、それをやって登校してもらいたいというふうなことで、一応全小中学校同じ扱いでございます。

それから、マスクの配布ということでございましたが、こちらは恐らく入学式のときに持ってこられない方もいらっしゃるだろうということで、そのマスクの配布をさせていただいたところがございます。今後においても登校が可能となった場合におきましては、当然保育所も幼稚園も同じ現状でございますので、そのような形で考えていきたいというふうに思っております。

議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

6番（手島牧世君） 配布する予定であるということによろしいでしょうか。

議長（大橋昭太郎君） 教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） これは、全員に配布するということになるということになりますと、1,200ぐらいになると思うんですね。これはあくまでも家庭の中でマスクを作っていて、そして子供たちにそれをつけてきていただきたいというのがまず一番最初に考えなくてはならない。ただ、作れないとか、そういったところが今後出てくると思うんですね。そういった部分については対処はしていかななくてはならないだろうというふうに考えます。

議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

6番(手島牧世君) ありがとうございます。それから、そういったことも含めてなんですけれども、生徒、保護者への対応として相談とか気軽に連絡できる体制という中で、例えば修学旅行の積立て、今の中学校2年生ですか、5月7日から引き落としが始まるということで、旅行会社が倒産してしまった場合にその支払いどうなるんだということで、大崎市は別な業者があるというんですけれども、その業者もまた事業継続が不可能になった場合にそのお金というのはどうなるんだろうということで、一度お話しいただいたときに、学校に問合せしたんですけれども、連絡が戻ってこないということだったんですね。なので、そういったところで一律という形では修学旅行等は違うかと思うんですけれども、そういった内容、またそういった相談を受ける。

あと、給食費の納入とか、返金とかの対応ですね。2月までは引き落としをされているそうなんですけれども、ただその辺も情報が来ていないというところで、そういった情報を家庭の皆さんが密に取れるというか、気軽に連絡、お話ができるような体制というのはどういうふうになっているのでしょうか。

議長(大橋昭太郎君) 教育長。

○教育委員会教育長(大友義孝君) 全く修学旅行や給食費の関係については、当然お金に関するものですから、きちんとした形でこちらからお知らせしなければならない点だと思います。修学旅行の部分に関しましては、一応延期ということはさせていただきましたけれども、状況的に見ると、中学生は東京方面、小学校では福島方面ということもございます。こちらのほうでももう一度再検討する必要が出てきております。

そういったことで、修学旅行の積立金ですね、こちらも延期すると、やるとなれば分割する部分の分母が少なくなって、一時金で頂く部分も多くなってきますので、その辺についてはしっかりと保護者の皆様方には通知をしてというふうに思います。

また、給食費につきましても、現在給食の提供ができていません。ということで、4月分というのは当然集められないということもございますので、給食の開始したときから分割でやっていくということしか今のところは言えないと。ただ、もう一つ付け加えて言いますと、給食の提供が学校が開校したからすぐ提供できるということではないんです。食材も納入業者さんへの発注がありますので、それを考えますと1週間、2週間というのは家庭で手弁当といたしますか、愛情弁当で学校を再開するということも考えていかなければならないということもございます。

議長(大橋昭太郎君) 手島議員。

6番（手島牧世君） ありがとうございます。すみません、産業関係のほうなんですけれども、まず2点というか、先ほど休業要請協力金というお話はいただいたんですけれども、休業で苦慮している企業の方々への支援ということで、援助や交付金の申請等どのようにやったらいいのかということで説明会や講習会を開いてほしい。相談窓口が産業振興課になるかという形にはなっているんですけれども、例えば具体的に言うと有休として休めると言われたけれども、それ以外の方の支援はどのように行っていったらいいとか、学校等の休業に伴い、休まなければならない方々に対して、支援や申請、手続など具体的に知りたいということ、何か商工会や社労士さんと協力して対応していただきたいんですけれどもというお話をいただいています。そういった意味で、ここに相談できるということで、今日というか、広報の折り込みに入っているような業者向け窓口とあるんですけれども、こちらのほうがKiribiになっているんですが、そこで一切こういった関係の相談窓口となるのでしょうか。ピンクの、これです。

議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） 各種支援制度の相談ということで、ここにもある、ごく一部なんですけれども、実はいろんな省庁からいろんなやつが出ておりまして、しかも、毎日変わる、その1日の中でも数回変わるという状況が正直ございまして、町のほうとしましても、実はお電話いただいた方からは、例えば雇用調整助成金の相談なのか、あるいは先ほどの子供たちが学校を休む、休んだときに八千幾らの何がしのケアなのかというのをまず聞いてみないと分からないというところもあります。資金の相談についても、事業所の方の相談でしたり、あるいは、社協さんが窓口になっていただいている生活のほうの給付でしたりというのが様々ありまして、最近ここ数日の状況を見ておきますと、例えば農林水産省のホームページなんですけど、経産省、厚労省の情報も載っている、経産省のほうを見ると、厚労省の情報も載っているというふうな状況に少しずつなってきましたので、住民の皆さんも情報入手はだんだんしやすくなってきたかなというところを感じておりました。

ただ、一方で、そのとおり支援制度、多分議員さん方も御覧になっていると思うんですけれども、もうこんな厚くなっちゃってきているものですから、私どもも内容を把握するのが、説明会も何も無いものですから、私たちにとっても可能な限り情報を聞いて、あとはハローワークさんのところであれば、ハローワークさんに連絡をして、その内容について聞き取りをして、またそれをお返しするというようなケアをさせていただいているという状況でございまして、協力金あるいはそういった雇用調整を含めて、一括では対応はさせていただいておりますけれ

ども、対応の仕方としては現状そういった形となっているということになります。

議長（大橋昭太郎君） 簡潔にね、手島議員。

6番（手島牧世君） 最後です。職員の業務、BCP、業務継続計画に関して、確認はしたというところがあったかと思います。それで、4月28日に業務計画の作成等についての確認はしたということなんですけれども、こちらのほうはマネジメントとして行っている状態なのか。それと同時に、庁舎等の感染予防対策とかは、職員が感染した場合とかに関して十分な対応はされているのか、お願いいたします。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） 4月28日には、本部会議の中でいろいろと議題を取り上げた中で、このBCPの問題も取り上げて、本部長のほうから指示を、これを取り上げて、担当にも指示をしたということです。その指示の中身につきましては、これまで市町村が、地方公共団体が行うBCP、継続計画については、ほとんどは大震災が、自然災害を想定したものだんですが、それ以外に感染症対策のためのBCPも必要であると、一部市町村によってはつくっているところもあります。ただ、本町につきましては、どちらもつくっておりませんので、今回の避難計画の後にそれらに手をつけなければいけないというふうに考えておりましたが、まずは最初今直面しているこの感染症対策のBCPをまずつくろうと、その作成に着手する、せよという本部長からの指示で、皆さんで確認をしたというところなんです。担当課につきましては、総務課が担当課となり、連休明けから少しずつ着手していきたいと。これ以上の感染症拡大がなければいいんですが、これ以上これが進みますと、大きな問題になってきますので、それに備えたものをきちんとつくっていくと、それに着手するというところを確認したところです。

議長（大橋昭太郎君） 町長の予定もありますので、6に入りたいと思います。産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） それでは、（6）の1）の経済対策について御説明を申し上げます。

A3の資料になります。両面刷りになっております。美里町新型コロナウイルス感染症緊急支援対策（案）ということで、御説明を申し上げます。時間の関係上かいつまんで説明をいたしますので、よろしく申し上げます。

まず、1番、現状・背景ということで、既に御案内のとおり、4月16日に緊急事態宣言が全国に発令をされてございます。新型コロナウイルスの終息が見通せない中、次の段階までをつないでいく対策が町独自に必要なってきているという状況がございます。

2番目、こうした中で緊急的な支援を講じるということでございまして、2番目にあります

が、緊急支援対策の基本的な考えということで、町独自の支援対策を（１）から（３）の考え方に基づいて、実施をしてみたいというふうに考えてございます。（１）番目については、大規模な財政支出が想定されますことから、新型コロナウイルス、いわゆる地方創生の交付金の活用を想定しつつ、財政調整基金からの前倒しで財源を捻出するということがまず１点。つなぐために、スピード重視の対応が求められますことから、準備が整った対策から速やかに実施していく、これが２点目でございます。その上で、国、県が実施する経済対策等が行き届かないなど、制度のはざまにある事業者等への支援を強力に実施すると、こういった考えのもとに町の独自の経済対策を講じてみたいというふうに考えてございます。

３番目、緊急支援対策の柱でございますけれども、（１）全ての事業者が事業の継続が可能となるよう、自由に使えるお金を確保する、確保できる支援を担保してみたいと考えてございます。（２）消費の落ち込みが著しい飲食店等、地域経済の循環を高めるための消費喚起をする対策。（３）国等の支援制度の円滑な活用を促進するための情報支援及びコロナ危機を町全体で支え合う意識の醸成を図るための対策ということで、大きく資金面の対策、消費喚起をする対策、情報支援を行う対策ということで、３つの柱で展開してみたいというふうに考えてございます。

次に、右側のスライド、１番目のスライドに移っていただきたいと思います。（仮称）美里町新型コロナウイルス対策事業継続支援金給付事業でございます。

こちらは、現在国、県等の様々な給付金等が出てございます。まず、代表的なものとしましては、国が売上げが50%以上減少している事業者を対象に給付をすることとなっております持続化給付金がございます。また、県の自粛要請に伴いまして、施設の使用停止や営業時間の短縮が要請されました。この要請に基づきまして、要請に応じた施設、事業者に対して30万円の休業要請協力金の支給が決定してございます。町としましては、この国の持続化給付金、県の休業要請協力金にも該当しないなど、制度のはざまにある事業者を独自に支援してみたいと考えてございます。

２番目、対策の目的でございますが、売上げが減少している事業者を対象に、自由に使える資金の確保を図ることにより、事業の継続を支援するとしてございます。

３番、事業の概要でございます。対象者につきましては、いわゆる商業、サービス業、第３次産業に分類されます中小企業者さんを想定してございます。一部業種を除くとしてございますが、これらの業種の中には、政治団体ですとか、宗教団体なども含まれておりますので、そういったところを除外した中で、広く対象にしてみたいと考えてございます。要件につき

ましては、国の持続化給付金に該当しないということで、前年売上げ比で20%以上50%未満の減少であること、売上げの減少額が10万円以上であること、主たる事業の収入であること。県の協力金に該当しないことなどを想定してございます。想定 of 交付額につきましては、1事業者当たり10万円、想定事業者数については、これは平成28年の経済センサスの事業者数から想定してございますが、348事業者を想定してございます。想定予算規模としましては、3,480万円になってございます。

参考までに、県の30万円のうち、10万円が市町村で担当になってございますので、そちらに充てる分を想定しますと、合計で4,770万円を想定しているところでございます。

右側に、事業イメージということで、個人事業者のケースということで書いてございますけれども、最大で国の持続化給付金にも県の要請にも対象になります130万円が交付されます。県の協力要請には該当しないということであれば、国の持続化給付金、あるいは逆に県の協力金だけが対象になるという業種がございます。町としましては、このいずれにも該当しなくても実質的には店舗を閉めて自粛しているというところもございまして、経済活動が著しく落ちているというところもたくさんございまして、このいずれにも該当しないところを町独自でケアしてまいりたいというふうに考えております。

以上が、事業継続支援給付金の事業想定となります。

次に、左下の括弧に移っていただきたいと思っております。

2番目、仮称……（「全部丁寧に説明すると終わらないので概要で」の声あり）大変失礼しました。2番目は、プレミアム商品券の発行事業ということで想定をしてございます。こちらについては、段階的に対策を講じていきたいということで、二次対策ということで想定をしてございます。現在、遠田商工会さん、あるいは遠田商工会の関係しますお隣の涌谷町さんと調整をしてございますので、事業規模については調整中としてございますが、町としましてはできるだけ早くこの事業を展開してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、3番目のSNS等情報発信支援事業について、御説明申し上げます。

こちらについては、町内の事業者さんを中心に、飲食店等を中心に現在職員のほうが情報発信のお手伝いをさせていただいております。いわゆるSNS、町のフェイスブックを利用しまして、情報発信をしております。おとといからは事業者さんのビデオメッセージ含めて出しております。店舗の紹介、メニューの紹介、あとはそれに対するビデオメッセージということで、店の紹介、あるいは消費喚起をしながら、同時に住民の皆さんが相互に支え合うような雰囲気づくりといたしますが、環境づくりといったことを今展開しておるところでございます。

次の4番目、次のページ、後ろのページになります。こちらについては、テレワークのサポート支援ということで、現在住民の皆さんの中におきましても、会社の方針でテレワークで勤務されている方がいらっしゃるようでございます。現在私どものほうで運営させていただいています企業サポートセンターKiribiに空きブースがございまして、そういった空きの部分をこのコロナ対策の1つとしまして、利用対象者を起業者だけじゃなくて、テレワーク事業者、テレワークをする方というところまで拡充をして、施設の貸出しをしてまいりたいと考えてございますが、需要がどの程度あるか分からないんですが、お一人から実は相談がございまして、起業者ではないんだけど、貸してもらえますかと。おうちでいると、コロナストレスでDVあるいは虐待なども言われていますので、仕事が敢行しやすいようであれば、こういったところを活用してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、5番目、これは農畜産物の被害対策支援資金利子補給事業ということで考えてございます。現在、畜産、あるいは花卉農家を中心に、非常に価格が下落して大変厳しい状況となっております。新しく農家さんのほうと協調しまして、利子補給をしたいと考えてございます。アグリエール資金ということで、コロナ対策で農林中央金庫が実施をするということになりまして、全JAではないんですが、新みやぎさんと古川農協さんに関わる農家の方がいらっしゃいますので、この2つの農協さんにこのアグリエールに取り組んでいただいて、それに対する利子補給を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

次のページに移っていただきます、すみません、右、左下の括弧になります。肥育牛の経営安定支援事業ということで実施してまいります。御案内のとおり、枝肉価格がかなり下がってございまして、こちらの資料には3月時点で2月と12%減少、3月にはさらに下がっていますし、4月にもまた下がっている状況がございまして。また、今の販売する肉牛については、子牛価格も高いときの仕入れとなつてございまして、そういったところも踏まえまして、繁殖牛の農家の皆さんの飼料購入費の一部を助成してまいりたいというふうに考えてございます。1頭当たり基準日を設けまして、1頭当たり8,000円を上限に、現在町内で約600頭ほどございまして、そういった飼料の購入費用資金として充当、補助をしてまいりたいというふうに考えてございます。

最後のページになりますが、新型コロナウイルスの支援対策の事業一覧ということで、事業名と想定予算規模を掲載してございます。3番、4番については、既存の取り組みのままで非予算で展開してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、大変駆け足になりましたが、説明とさせていただきます。

議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長兼下水道課長（櫻井純一郎君） それでは、引き続き水道事業所から水道料金の基本料金の減額について、御説明いたします。趣旨につきましては、資料1のお示しのとおりでございます。

1 支援内容は、水道料金基本料金の5割を減額いたします。なお、使用水量料金について、使った水道料金については、これまでどおりお支払いいただきます。

対象者は、官公庁を除く全ての水道使用者、個人及び事業者等です。5月の検針数が9,571件ありました。官公庁につきましては、調整中なんですけれども、86件ほどあるというようなことでございます。支援期間につきましては、令和2年5月検針分、6月請求分からですか、から令和2年7月検針分、8月請求部分までの3か月分とします。減額の手続につきましては、申請は不要といたします。

5番目の減額前後の基本料金について、お示ししました。主に使用する13口径、20口径で説明いたします。現在の13口径の基本料金1,180円、税込みでございます。これを半額しまして、590円、3か月分になりますと1,770円の減額となります。20口径の場合ですと、基本料金2,540円が1,270円に減額されまして、3か月分で3,810円となります。

裏面を御覧ください。6番目で水道料金減額に係る給水収益について、3か月分でお示しをしました。1か月分で約1,100万円減額になる見込みで、全体で3か月分ですと3,300万円ぐらいの収納額になりますが、なおこちらのほうにはまだ官公庁分が含まれておりますので、今後精査しまして、収益のほうを調査していきたいと考えております。

7番、その他ですが、今後の手続ですけれども、基本料金減額に係る条例改正案及び補正予算案につきましては、今月21日に開催予定の臨時会議に提案する予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（大橋昭太郎君） 税務課長。

○税務課長（寒河江克哉君） 続きまして、国民健康保険税における負担軽減についてを御説明させていただきます。

趣旨につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減少するなどの生活への影響を考慮して、国民健康保険被保険者に対し、経済的な支援を行うため、保険税負担の軽減を図るものでございます。

軽減の内容でございます。令和2年度に課税される国民健康保険税のうち、医療費分の均等

割額を減額します。1人頭2万2,000円を1万円にします。それによって、1人当たり1万2,000円の減額を想定しております。その減額した総額につきましては、下の段にあるとおり、被保険者数が5,500人でありますので、町の実施件数では5,500人としておりますので、5,500人掛ける1万2,000円で6,600万円を見込んでおります。

財政調整基金の見込みでございます。大変申し訳ございません、資料のほうに全て千円と書いてありますが、これ千円にしますと大変大きな額になりますので、千の部分を修正、削除させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

こちらについては、5月号の広報でも町民の皆様にお知らせしていますが、おのこの基金の残額が載っております。今回の6,600万円を活用させていただきますと、令和2年度末での見込額は7億5,754万9,000円を見込んでおります。

また、今話したのは、町独自の負担軽減でございますが、国のほうから国民健康保険税の減免につきまして、減免した金額を国が財政支援しますよというような通知をいただいております。これにつきましては、美里町健康保険税条例の中の23条の3に、町長は国民健康保険税の減免をすることができるという規定がございますので、その規定に基づきまして新たな規則を制定する予定でございます。その減免の内容でございますが、事業収入が前年収入より30%以上減少した世帯を対象とすると。また、減免する金額につきましては、全額から20%まで減額するというものでございます。また、この減免する期間でございますが、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの期限を設定した保険料でございますので、令和元年度の一部の保険料を該当するというところでございます。

なお、このことにつきましては、今言ったとおり、国が全額財政支援するという予定であるという通知をいただいておりますが、まだ確定ではございません。

住民の方々、国民健康保険税の被保険者の方々への周知につきましては、令和2年7月に送付されます令和2年度分の納税通知書に制度内容のチラシを同封し、周知を図りたいと考えているところでございます。

最後でございます。国民健康保険税の減免に係る条例改正、またはそれに伴います補正予算につきましては、議会6月会議に提案させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） ただいま説明を受けた（6）の部分について何かございましたら。よろしいですか。村松議員。

○3番（村松秀雄君） 産振のほうで1つだけ確認です。産振のほうの（案）なんですが、政府

のほうはまだ決まっていないということで、町がこういう企画があるんだけど、まだ決定していないから（案）ですが、6月議会に出す予定ですか。

議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） お答えをいたします。こちらについては、内部の事務手続を分担と併せて、（案）を取りたいと思っておりますし、5月21日開催の臨時会のほうに提案させていただきたいと考えてございます。

議長（大橋昭太郎君） 町長、最後支援制度、ぜひ意気込みを。

町長（相澤清一君） 新型コロナウイルスの対策的な御説明を申し上げました。これで十分だとは思っておりません。まだまだいろいろと町民の方々、事業者の方々も大変お困りの方も多々いると思っております。これで十分ではないと思いますけれども、この新型コロナウイルス、非常に長い期間のそういうふうな感染というか、そういうふうなこともございますので、そういう面も加味しながら、今できる限りのことを精いっぱいやりたいなとそのように指示して、このような形で職員の皆さんに協力いただきながら、形をつくってまいりました。

今日、実は朝テレビで見たんですけれども、京都大の山中教授が言っておりました。この新型コロナウイルスは、1人では動かないんだ、ですからじっとしていれば必ず終息するんだと。

1人が動いて人と人とが接触すると、コロナウイルスが感染するようになっている。非常に当たり前のことなんですけれども、なかなかそのことが分からないという町民もいますので、そういう面で不要不急の外出、また接触は避けたいなとそのように思っております。

そういうふうなことも含めながら、この新型コロナウイルス対策、しっかりとやっていきたいなと思っております。不十分なことは重々承知しております。先ほども申し上げましたように、東日本大震災以上のものかとそのように我々も危機意識を持って認識しておりますので、ぜひ皆様方にも議員の皆様方にも、いろんな思い、またいろんな対策が講じられて、このようなことがあるんだよと、このようなことがどうだと、そういうお話もいただければしっかりと胸に刻みながら、今後の対応をしてまいりたいと思っておりますので、これからも御理解よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

議長（大橋昭太郎君） 以上で、町長からの説明及び意見を求める事項について終わりたいと思います。御苦労さまでした。

続きまして、その他に入ります。大崎地域広域行政事務組合、後期高齢者医療広域連合会などからの報告事項ございますか。よろしいですか。

議長（大橋昭太郎君） 日を改めて、資料も何も持ってきていないから。今度また全協あるし。

議長（大橋昭太郎君） これをもちまして、全員協議会を終了したいと思います。副議長。

副議長（我妻 薫君） 大分時間も経過しておりますけれども、またさっきも町長言いましたけれども、これで十分な対策ではないと言っています。私、大変な財政の負担もかかるかもしれませんが、これからも町と一緒にあって議会も協力し合っていきたいと思います。今日は大変御苦労さまでした。

午後0時34分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月1日

美里町議会議長